

郵便投票

重度の障がいを持つ方(身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方で、法律の定める一定の障がいを有する方および介護保険法上の要介護5の方)で、投票所で投票することができない方のために郵便投票の制度があります。この郵便投票による投票用紙の請求期限は、10月27日(水)までです。

なお、郵便投票をするには、事前に郵便投票証明書の申請が必要となりますので、お早めに笠間市選挙管理委員会にお問合せください。

特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている以下の要件に該当する方で、外出自粛要請または隔離・停留の措置に係る期間が投票しようとする選挙の期日の公示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間に係ると見込まれる方は、特例郵便等投票ができます。

(1) 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項または検疫法第14条第1項第3号の規定による外出自粛要請を受けた方

(2) 検疫法第14条第1項第1号または第2号に掲げる措置(隔離・停留の措置)により宿泊施設内に収容されている方

特例郵便等投票の対象となる方で、特例郵便等投票をご希望される方は、選挙期日(投票日当日)の4日前までに(必着)、「1(1)の外出自粛要請、または(2)の隔離・停留の措置に係る書面」を添付した請求書を郵送等で送付することにより、投票用紙等を請求してください。

選挙公報

選挙公報は、各候補者および政党等の申請に基づき、経歴や政見などが記載されている公報紙です。配布方法は、新聞折込になりますので、新聞を購読されていない方は、選挙管理委員会までお問い合わせください。

なお、選挙公報は市役所のほか市の公共施設にも備え付けますのでご利用ください。

新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策にあたって、有権者の皆さまに次の対策をお願いします。

- (1) 事前の検温(体温が37.5度以上の発熱の方または体調不良の方は申し出てください。)
- (2) マスクの着用
- (3) アルコール消毒液による手指消毒またはビニール手袋の着用
- (4) 入場・投票待ちの際には、間隔(1~2メートル)を開けること

※投票所には、筆記用具の持ち込みができます。ただし、鉛筆以外のペンはインクがにじむ可能性があるため、鉛筆のご利用を推奨します。

開票

即日開票で、10月31日(日)午後8時から笠間市民体育館で行います。

なお、投・開票の状況は笠間市ホームページでご覧になれます。

市ホームページアドレス <http://www.city.kasama.lg.jp>

かさめ～るにご登録ください。

